

西宮市通話録音装置貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者のみの世帯または日中において高齢者のみとなる世帯に対し、通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与し、警告メッセージ及び録音データを活用することにより、振り込め詐欺等の特殊詐欺や、悪質商法から高齢者の消費者被害を未然に防止し、もって高齢消費者被害の防止の普及啓発を図ることを目的とする。通話録音装置貸与事業（以下「貸与事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸与事業の対象者は、住民基本台帳に西宮市の住民として登録され、かつ市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、過去に申請者または同一世帯に属する者が装置の貸与を受けたことがある場合はこの限りではない。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- (2) 日中に、住居に65歳以上の高齢者のみとなることが常態である世帯の者
- (3) その他市長が必要と認める者

(貸与の申請及び決定)

第3条 装置の貸与を受けようとする者は、西宮市通話録音装置貸与申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、装置の貸与の可否について決定し、西宮市通話録音装置貸与承認（不承認）通知書（様式第2号）（以下、貸与承認（不承認）通知書）により、通知するものとする。

3 貸与承認（不承認）通知書により装置の貸与を承認された者（以下「利用者」という。）は、速やかに装置を受領し、西宮市通話録音装置受領書（様式第9号）を提出しなければならない。なお、利用者が承認日の属する月から起算して3月以内に装置を受領しない場合、貸与を辞退したものとみなす。

4 利用者は、前項の規定により貸与を辞退したものとみなされた場合、再度、第3条第1項の規定により申請し、同条第2項の規定により装置の貸与が承認された場合、装置の貸与を受けることができる。

(装置等の貸与)

第4条 市長は、利用者に対し、次に掲げる物（以下「装置等」という。）を貸与する。

- (1) 装置（本体・蓋）
- (2) ACアダプタ
- (3) モジュラーケーブル
- (4) 取扱説明書・注意書
- (5) 専用箱

(貸与期間)

第5条 装置等の貸与期間は、承認日の属する月から起算して1年とする。

(装置等の管理)

第6条 利用者は、貸与を受けた装置等を善良な管理者の注意をもって使用及び管理しな

ければならない。

- 2 利用者は、貸与を受けた装置等を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
- 3 利用者は、貸与を受けた装置等を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(録音データの提供)

第7条 市長は、必要があると認める場合は、利用者から、その同意を得て、装置に保存された録音データの提供を求めることができる。

(申請事項の変更)

第8条 利用者は、その住所又は電話番号等、第3条第1項の規定による申請内容に変更があったときは、速やかに西宮市通話録音装置貸与申請事項変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の変更)

第9条 利用者と同一の世帯に属し、かつ第2条各号のいずれかに該当する者は、利用者の長期入院、施設入所、死亡その他利用者が装置等を利用することができなくなった場合であって、引き続き装置等を利用しようとするときは、速やかに西宮市通話録音装置利用者変更届出書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、利用者の変更の可否について速やかに決定し、西宮市通話録音装置利用者変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により、当該届出を行った者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を受けた者の装置等の貸与期間は、利用者の変更がなかったものとみなして第5条の規定を適用する。

(装置等の交換)

第10条 利用者は、第5条、もしくは第9条第3項に規定する貸与期間中、利用者の故意又は重大な過失によらない装置等の故障、もしくはその他市長が必要と認めるとき、西宮市通話録音装置交換申請書及び受領書(様式第10号)を市長に提出し、装置等の交換を求めることができる。ただし、第4条各号に規定する装置等を全て不足なく市長に返却した場合に限る。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、交換可能な装置等がある場合に限り交換に応じるものとする。

(貸与の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、装置等の利用の承認を取り消し、西宮市通話録音装置貸与承認取消通知書(様式第7号)により当該利用者に通知するものとする。ただし、通知前に装置等が返還された場合は、通知を省略するものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる対象者に該当しないと認められるとき。
- (2) 第6条の規定に違反していると認められるとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により貸与の承認を受けたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(装置等の返還)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに利用者の負担により市長に装置等を返還し、西宮市通話録音装置返却届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条の規定により装置の利用承認を取り消されたとき。
 - (2) 第5条または第9条第3項に規定する貸与期間が終了したとき。
 - (3) 装置を利用する必要がなくなったとき。
- 2 利用者は、前項の規定により装置等を返還するときは、当該装置に保存された録音データを消去しなければならない。
- 3 市長は、返却された装置に録音データがあったときは、これを消去することとする。
(費用負担)

第13条 利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 装置等の損傷による修理又は亡失による弁償に要する費用（利用者の故意又は重大な過失により修理又は弁償を要するものに限る。）
- (2) 装置の利用に係る電気料
- (3) 着信許可・拒否機能利用のために必要な発信元電話番号通知サービス費用等
(市への協力)

第14条 利用者は、市長からこの事業に関するアンケート調査や、録音データの提供等の依頼があった場合は、協力するものとする。

(免責)

第15条 市は、貸与した装置等によって発生した損害については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和1年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。